

令和6年度  
令和6年4月～令和7年3月

# 周防大島町 ごみ収集カレンダー

浮 島

- 町指定の袋には、必ず名前を記入してください。
- 収集日の**午後5時まで**に、必ずお住いの自治会で決められた「ごみ収集ステーション」へ出してください。
- 「ごみ分別の手引き」を確認して、正しく分別しましょう。

# ごみの不法投棄・野焼きは違法行為です。

## ○根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すると規定されています。(法人の場合は3億円以下の罰金)

### 不法投棄

廃棄物を定められたルールによって適正に処理せず、決められた場所以外の山林などに捨てたり、埋めたりする行為で違法行為にあたります。

### 野焼き(野外焼却)

法律で禁止されています。ドラム缶・ブロックを積み上げただけの炉や、設備が十分でない焼却炉での焼却も野外焼却と同じ行為とみなされます。

例外として、○農林業、漁業などを営むためにやむを得ない焼却

○宗教上の行事を行うための焼却

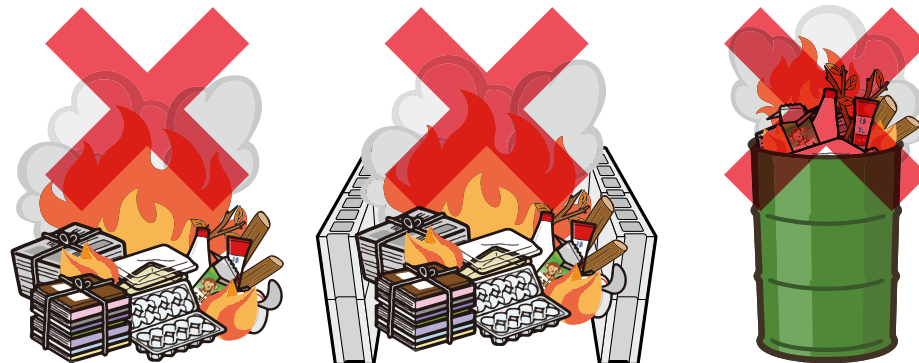
○落ち葉焚き等の日常生活を営むため通常行う軽微な焼却

がありますが、煙や臭いで近隣の迷惑にならないよう、規模や風向きなど十分に配慮・注意する必要があります。



※不法投棄、野外焼却(野焼き)に関する通報・相談は、以下へお電話ください。

不法投棄ホットライン (フリーダイヤル)	0120-538-710 <small>ごみはないわ</small>
柳井警察署	0820-23-0110
周防大島幹部交番	0820-72-0110
山口県柳井環境保健所	0820-22-3631
周防大島町生活衛生課	0820-79-1012



※ごみ収集ステーションに出されたものでも、ルールが守られていないものは、不法投棄とみなされることがあります。

※「ごみ収集ステーション」の設置、清掃などの維持管理・運営は、各自治会等です。収集できなかったごみをそのまま放置されますと自治会の方々に迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

※「ごみ分別の手引き」、「ごみ収集カレンダー」をよく確認して、正しくごみ出ししましょう。

## ◆台風接近等におけるごみ収集の取扱いについて

### ・台風接近時でも原則収集します

台風接近時においても、道路状況などにより収集作業ができない場合などを除き、原則ごみ収集は実施します。

ただし、周防大島町への影響が深刻であると想定される強い勢力での台風の接近、または大雨により土砂災害の危険性が懸念される地域があるなどの状況によってはやむを得ず、ごみの収集を中止または変更する可能性があります。その場合は、防災行政無線及び町ホームページにてお知らせしますので、町が発信する情報についてご留意下さいますようお願いいたします。

### ・ごみ出しにおけるお願い

台風接近時でのごみ出しについては、安全面にご配慮の上、行動されますようお願いいたします。

暴風雨の時は、ごみが飛散する恐れがありますので、衛生上特に問題がなければ、できる限りごみ出しを控えて、次回以降の収集日に出していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、台風の接近に伴い、ごみの収集時間が普段より大幅に変わる可能性がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

## ◆大規模災害時における災害ごみの出し方について

・大規模な台風・地震・豪雨などの災害により発生した災害ごみは、災害の規模や廃棄物の量に応じて、町が指定する仮置場へ搬入することができます。（※仮置場の開設情報については、開設時に防災行政無線及び町ホームページなどでお知らせいたします。）

・災害ごみを仮置場に搬入する際には、下記の分別例を参考にあらかじめ分別して持ち込むことで、仮置場への搬入作業がスムーズに行えますので皆さんのご協力をお願いいたします。（※状況によって分別がされていない場合搬入をお断りさせていただく場合があります。）

○災害ごみの分別例（※災害の状況により分別の種類を変更する場合があります。）

① 可燃ごみ(紙・繊維類など)	⑥ 家電製品(被災によって使えなくなった家電)
② 木質系ごみ(木質系家具・板など)	⑦ 埋立ごみ(ガラス類・陶器類・電球など)
③ 畳・布団・カーペット	⑧ 有害ごみ(蛍光管・乾電池など)
④ プラスチック類	⑨ 瓦・コンクリート
⑤ 金属類	⑩ その他



※注意事項 ・災害ごみ以外のごみを搬入することは絶対にやめて下さい。

・生ごみやペットボトルなど家庭から排出される生活ごみは、収集日にごみ収集ステーションへ出してください。

・冷蔵庫に食品類等が入っている場合は、搬入者に持ち帰っていただきます。

・必ず排出者ご本人(またはご家族)が乗車のうえ搬入してください。

◆**ごみを排出するときは、次の点に注意してください。**

- ・収集日の**午後5時まで**に、必ずお住まいの自治会で決められた「ごみ収集ステーション」に出してください。
- ・町指定の袋を使用し、袋には必ず名前を書いてください。(黒色等のビニール袋で内容物を確認できなくさせる「二重袋」は収集しません。)
- ・燃やせるごみ、容器包装プラスチック、その他プラスチックを出す際には、袋の口を必ずしばってください。なお、袋に入らない場合は、町指定の袋(大)に入る程度の大きさにまとめてひもで縛り、名前を書いた町指定の袋(大)を結び付けてください。
- ・容器包装プラスチックを出す際には、レジ袋などに入れられない(二重袋にしない)で、そのまま指定袋に入れて出してください。
- ・一度に出せる各種ごみの量は、1世帯5袋までです。多い場合は数回に分けて出してください。燃やせるごみは清掃センターへ、燃やせないごみ(燃やせるごみ以外のごみ)は環境センターへ直接持ち込むことも可能です(有料)。
- ・きちんと分別されていない場合は、収集できません。残されたごみは持ち帰り、再度適正に分別して次の収集日に出してください。

◆**有料となっている粗大ごみ(1台につき税込み2,200円)は、指定日にごみ収集ステーションへ出してください。**

- ・有料ステッカーを各総合支所又は各出張所で購入し、貼ってください。
- ・粗大ごみに該当するもの・・・屋外湯沸器／オルガン／ミシン(台付)／マッサージ機(大型)／デスクトップ型ワープロ／太陽熱温水器  
電気温水器／スプリング入マットレス **※以上8品目以外のものは、粗大ごみに該当しません。**

※有料ステッカーを購入しないで環境センターへ直接持ち込むことも可能です(有料)。

◆**特定家庭用機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は、販売店に引き取りを依頼してください。**

- ・販売店での引き取りが困難な場合は、下記の手続きにより役場で引き取ります。

特定家庭用機器の種類		リサイクル料金(税込み) <small>※令和5年4月1日現在</small>		収集運搬料金(税込み)
エアコン		1台	990円～	②郵便局で購入された家電リサイクル券を持参の上、特定家庭用機器収集運搬料金(1台につき税込み3,130円)を各総合支所又は各出張所で納入してください。引き取り方法については、後日、打ち合わせいたします。
テレビ	15型以下	1台	1,320円～	
	16型以上	1台	2,420円～	
冷蔵庫 冷凍庫	170L以下	1台	3,740円～	
	171L以上	1台	4,730円～	
洗濯機・衣類乾燥機		1台	2,530円～	

①郵便局に備付の振込用紙(家電リサイクル券)で、家電製品協会にリサイクル料金を振込んでください。リサイクル料金は、対象機器のメーカーによって異なります。(別途振込み手数料が必要です。)

※家電リサイクル料金をお振込の際には、対象となる特定家庭用機器のメーカーを必ず確認してください。メーカーを間違えると引き取りができなくなる恐れがあります。  
※分解・解体してごみ収集ステーションに出さないでください。

◆**家庭用パソコン(家庭用PC)を生活衛生課及び各総合支所窓口にて無料回収しています。**

- ・回収には条件があり、手続きが必要です。詳しくは、生活衛生課生活衛生班へお問い合わせいただくか、町ホームページにてご確認ください。

### ◆ごみ収集ステーションでは収集しないごみ

大型ごみ	タンス・机・ベッドなどの大型のごみ	燃やせるごみは清掃センターへ、燃やせないごみ(燃やせるごみ以外のごみ)は環境センターへ直接持ち込むか、収集運搬許可業者へ依頼してください(有料)。 ※ただし、規定の寸法(木製:長さ50cm以下×直径10cm以下、金属製:長さ1m以下×幅90cm以下)に切って、ごみの種類毎に分別すれば、ごみ収集ステーションに出すこともできます。
多量ごみ	一度に5袋を超える量のごみ (例:引越しなどに伴う多量のごみ)	燃やせるごみは清掃センターへ、燃やせないごみ(燃やせるごみ以外のごみ)は環境センターへ直接持ち込むか、収集運搬許可業者へ依頼してください(有料)
事業ごみ	事業活動に伴って、商店・事務所等から出る一般廃棄物のうち、燃やせるごみ及び資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)	燃やせるごみは清掃センターへ、資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)は環境センターへ直接持ち込むか、収集運搬許可業者へ依頼してください(有料)。

### ◆町では収集も処分もできないごみ (産業廃棄物含む)

バイク(本体・部品)及び自動車等の部品(タイヤ、バッテリー、マフラー、バンパー、カウルなど)	販売店等、専門業者に処理を依頼してください。
爆発や火災の危険があるもの(プロパンガスボンベ等ボンベ類、ガソリン、灯油、消火器、発煙筒など)	
農業・漁業等に伴うごみ(農機具、農業用資材、農薬、肥料袋、漁具、漁網、船の部品など)	医療機関に相談してください。
医療廃棄物(注射針、点滴針など血液・針のついているもの)	
建築廃材(工作物の新築、解体工事等に伴って発生した家財以外)	産業廃棄物に該当しますので、産廃処理業者へ依頼してください。
事業活動に伴って、商店、事務所等から出る一般廃棄物のうち、燃やせるごみ及び資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)以外のごみ	

### ◆ごみについてのお問い合わせやご相談は・・・

ごみの分別・収集に関すること、ごみの処理に関すること	<b>生活衛生課 生活衛生班</b>	<b>0820-79-1012</b>
燃やせるごみの持込に関すること	<b>清掃センター</b>	<b>0820-72-0359</b>
燃やせないごみの持込に関すること	<b>環境センター</b>	<b>0820-77-0333</b>

令和6年						
4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 燃やせる ごみ	4	5	6
7	8 容プラ 他プラ	9	10 燃やせる ごみ	11	12	13
14	15	16 有害ごみ※ 燃やせない ごみ	17 燃やせる ごみ	18	19	20
21	22 容プラ 他プラ	23	24 燃やせる ごみ	25	26	27
28	29	30				

※〔注意〕 カセットガスボンベ・スプレー缶は有害ごみの日に収集します。  
(町指定の空カン用青色ネット袋に入れて出してください。)

令和6年						
5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 燃やせる ごみ	2	3	4
5	6	7	8 燃やせる ごみ	9	10	11
12	13 容プラ 他プラ	14	15 燃やせる ごみ	16	17	18
19	20	21	22 燃やせる ごみ	23	24	25
26	27 容プラ 他プラ	28	29 燃やせる ごみ	30	31	

◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。  
◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ:容器包装プラスチック 他プラ:その他プラスチック 燃やせないごみ:空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ

生活衛生課 ☎0820-79-1012

令和6年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 燃やせる ごみ	6	7	8
9	10 容プラ 他プラ	11	12 燃やせる ごみ	13	14	15
16	17	18 燃やせない ごみ	19 燃やせる ごみ	20	21	22
23	24 容プラ 他プラ	25	26 燃やせる ごみ	27	28	29
30						

令和6年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 燃やせる ごみ	4	5	6
7	8 容プラ 他プラ	9	10 燃やせる ごみ	11	12	13
14	15	16	17 燃やせる ごみ	18	19	20
21	22 容プラ 他プラ	23	24 燃やせる ごみ	25	26	27
28	29	30	31 燃やせる ごみ			

- ◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。
- ◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ：容器包装プラスチック 他プラ：その他プラスチック 燃やせないごみ：空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ

令和6年 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 燃やせる ごみ	8	9	10
11	12 容プラ 他プラ	13	14 燃やせる ごみ	15	16	17
18	19	20 有害ごみ※ 燃やせない ごみ	21 燃やせる ごみ	22	23	24
25	26 容プラ 他プラ	27	28 燃やせる ごみ	29	30	31

※【注意】 カセットガスボンベ・スプレー缶は有害ごみの日に収集します。  
(町指定の空カン用青色ネット袋に入れて出してください。)

令和6年 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 燃やせる ごみ	5	6	7
8	9 容プラ 他プラ	10	11 燃やせる ごみ	12	13	14
15	16	17	18 燃やせる ごみ	19	20	21
22	23 容プラ 他プラ	24	25 燃やせる ごみ	26	27	28
29	30					

◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。  
◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ:容器包装プラスチック 他プラ:その他プラスチック 燃やせないごみ:空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ



令和6年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 燃やせる ごみ	3	4	5
6	7 容プラ 他プラ	8	9 燃やせる ごみ	10	11	12
13	14	15 燃やせない ごみ	16 燃やせる ごみ	17	18	19
20	21 容プラ 他プラ	22	23 燃やせる ごみ	24	25	26
27	28	29	30 燃やせる ごみ	31		

令和6年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 燃やせる ごみ	7	8	9
10	11 容プラ 他プラ	12	13 燃やせる ごみ	14	15	16
17	18	19	20 燃やせる ごみ	21	22	23
24	25 容プラ 他プラ	26	27 燃やせる ごみ	28	29	30

◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。

◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ:容器包装プラスチック 他プラ:その他プラスチック 燃やせないごみ:空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ

生活衛生課 ☎0820-79-1012

令和6年 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 燃やせる ごみ	5	6	7
8	9 容プラ 他プラ	10	11 燃やせる ごみ	12	13	14
15	16	17 有害ごみ※ 燃やせない ごみ	18 燃やせる ごみ	19	20	21
22	23 容プラ 他プラ	24	25 燃やせる ごみ	26	27	28
29	30 燃やせる ごみ	31				

※【注意】 カセットガスボンベ・スプレー缶は有害ごみの日に収集します。  
(町指定の空カン用青色ネット袋に入れて出してください。)

令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8 燃やせる ごみ	9	10	11
12	13 容プラ 他プラ	14	15 燃やせる ごみ	16	17	18
19	20	21	22 燃やせる ごみ	23	24	25
26	27 容プラ 他プラ	28	29 燃やせる ごみ	30	31	

◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。  
◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ:容器包装プラスチック 他プラ:その他プラスチック 燃やせないごみ:空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ

令和7年						
2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 燃やせる ごみ	6	7	8
9	10 容プラ 他プラ	11	12 燃やせる ごみ	13	14	15
16	17	18 燃やせない ごみ	19 燃やせる ごみ	20	21	22
23	24 容プラ 他プラ	25	26 燃やせる ごみ	27	28	

令和7年						
3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 燃やせる ごみ	6	7	8
9	10 容プラ 他プラ	11	12 燃やせる ごみ	13	14	15
16	17	18	19 燃やせる ごみ	20	21	22
23	24 容プラ 他プラ	25	26 燃やせる ごみ	27	28	29
30	31					

- ◎「ごみ分別の手引き」をよく読んで、正しく分別してください。  
◎「ごみ分別の手引き」は各総合支所・各出張所に置いてあります。

〔用語〕 容プラ：容器包装プラスチック 他プラ：その他プラスチック 燃やせないごみ：空カン、空ビン、ペットボトル、金属類、粗大ごみ(有料)、埋立ごみ



わたしは、みかんちゃん！  
周防大島町の3R(スリーアール)推進マスコット  
キャラクターだよ。みんな、よろしくね！

みんなで、3Rを実践して、  
環境にやさしく、美しいまちをつくりましょう！

3R(スリーアール)とは、以下の3つのR(アール)の総称です。

Reduce(リデュース) ～廃棄物の発生抑制～  
物を大切に使い、ごみを減らすことです。  
例1: 必要ない物は買わない、もらわない  
例2: 買い物にはマイバッグを持参する

Reuse(リユース) ～再 使 用～  
使える物は、繰り返し使うことです。  
例1: 詰め替え用の製品を選ぶ  
例2: いらなくなった物を譲り合う

Recycle(リサイクル) ～再 資 源 化～  
ごみを資源として再び利用することです。  
例1: ごみを正しく分別する  
例2: ごみを再生して作られた製品を利用する

## 「混ぜればごみ、分ければ資源」

ごみの分別収集(リサイクル)に、ご理解とご協力をお願いいたします。